平成２６年（フ）第３２７８号
大阪府寝屋川市堀溝２丁目17番11号
破産者　有限会社宮崎工務店
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４８６号
大阪府八尾市太田新町１丁目225番地
破産者　株式会社サンウィニー
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５３９号
大阪府八尾市南植松町１丁目36番地
破産者　有限会社大和工芸
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５９３号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目16―12
破産者　有限会社エフ・エンジニアリング
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３９号
大阪市中央区安土町３丁目２番４号
破産者　株式会社日本アビリティカレッジ
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２９号
堺市堺区向陵中町四丁４番１号三栄ビル502
破産者　株式会社ＮｅＸ　Ｆｉｅｌｄ
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
北海道小樽市若松１丁目９番13号
破産者　株式会社タニコム
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２４号
埼玉県深谷市西島町２丁目15番地６
破産者　有限会社鮨一
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５０４号
横浜市港北区新羽町345番地
破産者　協進工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３２３号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目18番１号
破産者　株式会社潔美
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４２５号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目４番16号
破産者　有限会社広大建設
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９号
岡山市南区西市121番地４
破産者　有限会社ゼム
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３６号
岡山市東区瀬戸町江尻1443番地１、開始決定時の住所岡山県玉野市築港４丁目16番12号
破産者　松本　恭典
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０号
山口県山陽小野田市大字有帆2396番地の１
破産者　五商機械販売株式会社
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２０号
徳島県三好市東祖谷菅生196番地
破産者　有限会社名頃建設
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第３９０号
北九州市門司区柳町２丁目４番18号
破産者　株式会社椿綜合食品
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６３号
鹿児島県鹿児島市住吉町３番８―805号
破産者　株式会社本町
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９３号
千葉市稲毛区山王町111番地28
破産者　有限会社ヤマケン産業
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号
千葉市稲毛区山王町111番地28
破産者　田代　純一
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６６号
千葉県船橋市金杉７丁目11番１号ウエルズ21船橋パート５Ａ号室
破産者　有限会社アプライエンターサービス
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６７号
千葉県船橋市金杉７丁目22番15号
破産者　伊藤　孝一
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
山梨県笛吹市石和町川中島1607番地49
破産者　東洋宝飾有限会社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係